省令

○総務省令第八十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月三十一日

総務大臣　山本　早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第二号⑴中「、⑷に規定する国際輸送用データ伝送並びに⑿に規定するミリ波データ伝送」を「並びに⑷に規定する国際輸送用データ伝送」に改め、同号⒀中「動物検知通報システム」を「人・動物検知通報システム」に、「動物の」を「人又は動物の」に改め、「無線通信を行う」の下に「無線局の」を、「一四二・九九MHz以下」の下に「及び一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下」を加える。

第六条の二第四号中「特定小電力無線局の無線設備（電気通信回線に接続しないものに限る。）」を「電気通信回線に接続しない無線局の無線設備」に改める。

第四十一条の二の六第八号⑶中「第十二号」を「第十三号」に改める。

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の三十　四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の三十二）」を「第四節の三十　四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備　無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備（第四十九条の三十二）」に改める。

（第四十九条の三十三）

第三条に次の一号を加える。

十四　「無人移動体画像伝送システム」とは、一六九・〇五MHzを超え一六九・三九七五MHz以下、一六九・八〇七五MHzを超え一七〇MHz以下、二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下又は五、六五〇MHzを超え五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用する自動的に若しくは遠隔操作により動作する移動体に開設された陸上移動局又は携帯局が主として画像伝送を行うための無線通信（当該移動体の制御を行うものを含む。）を行うシステムをいう。

第九条の四第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「以下同じ。）」の下に「又は五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局（施行規則第六条第四項第四号に規定する無線局をいう。以下同じ。）」を加え、同条第八号ハ中「施行規則第六条第四項第四号に規定する無線局をいう。以下同じ。）」を「五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。」に改める。

第十四条第一項の表七の項送信設備の欄に次のように加える。

㈦　無人移動体画像伝送システムの無線局の送信設備であつて、二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下の周波数の電波を使用するもの

第十四条第一項の表八の項㈡中「一四二・九九MHz以下」の下に「、一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下」を加える。

第二十四条第十四項中「直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」を「無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備（二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下又は五、六五〇MHzを超え五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」に改める。

第四十九条の十四第一号中「一四二・九九MHz以下」の下に「、一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下」を加え、同号ヘを次のように改める。

ヘ　送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。ただし、総務大臣がこの条件を適用することが困難又は不合理と認める送信装置であつて、別に告示する技術的条件に適合するものについては、この限りでない。

(1)　チャネル間隔が六・二五kHzのものにあつては、搬送波の周波数から六・二五kHz離れた周波数の（±）二kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であること。

(2)　(1)以外のものにあつては、搬送波の周波数から一二・五kHz離れた周波数の（±）四・二五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であること。

第四十九条の十四第二号中「一四二・九九MHz以下」の下に「及び一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下」を加え、同号ニ中「搬送波の周波数から二〇kHz離れた周波数の（±）八kHzの帯域内に輻射される電力が一マイクロワット以下であること。ただし、絶対利得が〇デシベル以下の送信空